

介護保険料の税控除

1月～12月に納めていただいた介護保険料は、住民税や所得税の社会保険料控除の対象となります。

年金天引きによる納付の場合

被保険者本人に限り社会保険料控除の対象となります。納付した保険料額は年金保険者から送られる「源泉徴収票」でご確認ください。

納付書や口座振替による納付の場合

被保険者ご本人、あるいは被保険者に代わって介護保険料を納付した同一世帯の方は社会保険料控除の対象となります。納付書納付の場合は「納入通知書兼領収書」、口座振替の場合は「通帳の記帳」で金額をご確認ください。

※申告の際に納付証明書を添付する必要はありません。申告書に納付した保険料額を記入していただくだけで結構です。
金額が確認できない場合は、各市町の介護保険担当窓口か雲南広域連合へお問い合わせください。



第5期介護保険事業計画を策定中です！



介護保険事業を運営する保険者は、介護保険法の定めにより、介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるよう3年を1期とした『介護保険事業計画』を策定することになっています。

雲南広域連合では、平成23年度において、第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)を策定しています。

詳細については、平成24年5月15日発行予定の「広報うなん5月号」に掲載する予定です。

保険料の急激な上昇が抑制されています

介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定(3%プラス)されましたが、その上昇分を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。

介護保険の利用者負担が高額になったとき…

1か月に支払った利用者負担(1割)が、一定の上限額(下表)を超えたときには、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

(福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担、食費・居住費、日常生活費等は対象となりません。)

所得区分		世帯の上限額
(1)	(2)または(3)以外の人	37,200円
(2)	住民税世帯非課税	24,600円
	合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 老齢福祉年金の受給者	15,000円※ 15,000円※
(3)	生活保護の受給者	15,000円※
	利用者負担額を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※個人単位の上限額になります。

【支給額】

高額介護サービス費の支給は個人単位で、上限を超えた世帯合算負担額を個人の負担額の割合で按分した額となります。

《世帯合算の計算例》

世帯構成	自己負担額	世帯上限額	利用者ごとの負担上限額	支給額
Aさん	30,000円	24,600円	$24,600 \times 30,000 \div (30,000 + 10,000) = 18,450$ >15,000 → 15,000円	30,000 - 15,000 = 15,000円
Bさん	10,000円		$24,600 \times 10,000 \div (30,000 + 10,000) = 6,150$ 円	10,000 - 6,150 = 3,850円

Aさん：住民税世帯非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下

Bさん：住民税世帯非課税

【支給申請】

高額介護サービス費の支給対象となったときは、雲南広域連合から「高額介護サービス費給付のお知らせ」が届きます。お知らせが届いたら、同封の「高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書兼請求書」を各市町の介護保険窓口へ提出してください。

申請は初回のみで足り、以後の申請手続きは不要となります。申請いただいた方については、以後支給対象となるときは自動的に初回指定口座へ振込みとなり、支給決定通知書のみを送付します。

※振込先の変更を希望されるとき(指定口座を解約したとき、口座名義人が亡くなったときなど)は、再度申請書を提出してください。